

政令第百八十四号

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年七月十二日とする。